営業許可の変更点及び営業届出について

平成30年6月の食品衛生法の一部改正により、令和3年6月1日から、新たな許可制度の導入や届出制度の創設がされる他、HACCPによる衛生管理が義務化されます。

★ 許可業種の見直し(令和3年6月1日から)

(1) 営業許可業種の主な変更点

一部の業態が許可から届出に移行する業種	新設する業種
食肉販売業(包装食肉)、魚介類販売業(包装魚介)、コップ 式自動販売機(屋内設置等、一定の要件)	漬物製造業、水産製品製造業、液卵製造業、食品の小分け業
統合し、1業種での対象食品を拡大する業種	許可から届出に移行する業種
飲食店営業 (喫茶店営業を含む)、菓子製造業 (あん類製造業を含む)、みそ又はしょうゆ製造業 (みそ・醤油加工品を含む)、食用油脂製造業 (マーガリン・ショートニング製造業を含む)、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業	乳類販売業、氷雪販売業、冷凍冷蔵倉庫業
	再編する業種
	密封包装食品製造業(びん・缶・合成樹脂容器に入れる常温販売食品)
	廃止する業種
	乳酸菌飲料製造業

(2) 新たに許可が必要となる営業者

業種	対象となる食品の例	
漬物製造業	塩、醤油、味噌、粕、麹、酢、ぬか、からし、もろみ、その他(すんき、サワークラウト)漬	
水産製品製造業	あじの開き、明太子、蒲鉾、岩魚の燻製等	
液卵製造業	鶏卵から卵殻を取り除いたものの小分けを含む製造	
食品の小分け業	対象とならない食品:アイスクリーム、氷雪、乳・乳製品(固形を除く)、清涼飲料水、液卵、食肉、添加物、密封包装食品	
密封包装食品製造業 レトルト食品、瓶詰缶詰、合成樹脂パック詰め食品(つゆ、ドレッシング、ジャム、シロップ漬け)等		

★ 営業届出制度の創設(令和3年6月1日から)

許可営業者と届出の対象外となる営業者以外のすべてが届出の対象となります。

(1) 届出対象外の業種

届出の対象外となる業種				
① 食品・添加物の輸入業	④ 合成樹脂以外の器具・容器包装の製造業			
② 食品・添加物の貯蔵・運搬業 (冷凍・冷蔵の倉庫業は届出対象だが、冷凍・冷凍車は対象外)	⑤ 器具・容器包装の輸入・販売業			
③ 常温包装食品の販売業 (カップ麺、スナック菓子等)				

(2) 届出対象となる業種の例

主な製造・加工業	主な販売業	主な調理業
海藻加工業(のり、寒天など)、農産保存	乳類販売業、食肉販売業(包装)、魚介	集団給食施設
食料品製造業(切干大根、干し芋、市田	類販売業(包装)、氷雪販売業、 野菜果	自動販売機
柿など)、蜂蜜の精製、その他の調味料	物販売業(農業者を含まない。)、弁当等	コップ式自動販売機 (屋内設置)、水の量
製造業、精米・製麦業、小麦粉製造業、製	販売業、卵販売 (養鶏業者が洗卵せずに	り売り自動販売機
茶業、消費の利便性のための調理・切断	販売する場合は含まない。) など	
(茹で野菜、カット野菜)、白餅製造など		
器具•容器包装	その他	
合成樹脂の器具・容器包装の製造	洗卵・卵選別包装業 (G P センター)、冷凍及び冷蔵倉庫業 (運送業を含まず) など	

(3) 届出について

令和3年6月1日以降保健所に食品衛生責任者の氏名とともに届出(届出用紙)が必要になります。届出方法決定後、ホームページ等でお知らせします。

★ HACCPによる衛生管理の義務化について

中小規模の食品事業者は、手引書を参考に衛生管理を行いましょう。

長野市保健所食品生活衛生課(☎026-226-9970)

食品衛生法の改正による変更点に関するQ&A

【食品衛生法改正に伴う許可制度ついて】

- **Q** 法改正で新たな許可制度が導入される。令和3年6月1日をもって直ちに新規申請を 行う必要があるのか。
- A 新規営業許可申請については、以下①~③のとおりです
 - ① 現在、営業許可を取得している方は、経過措置があります。
 - ★現在の許可有効期限満了まで、引き続き現在の許可での営業が可能です。許可期限満了時に、新食品衛生法による許可申請となります。施設基準もこの時に新食品衛生法に基づくものになります。
 - ② 新たに営業を始めるために許可を取得する場合
 - ★経過措置はありません。令和3年6月1日から、新基準により許可を取得する必要が あります。
 - ③令和3年6月1日時点に営業を行っている、新たに追加された業種(食品の小分け業等)の許可を取得する場合
 - ★許可取得のための猶予期間があります。令和6年5月31日までに許可を取得する必要があります。

【食品衛生法改正に伴う届出制度について】

- Q 新たに届出制度が導入されるが、令和3年6月1日から届出を行う必要があるのか。
- A 令和3年6月1日から新たに営業を行う場合、届出が必要です。なお、現在営業を行っている事業者の届出の場合は、①みなし規定と②経過措置があります。
 - ① みなし規定

現在許可である、乳類販売業、氷雪販売業、包装済み販売のみの場合の食肉販売業・ 魚介類販売業、屋内設置のコップ式自動販売機は、令和3年6月1日に届出を行ったも のとみなします。この販売に関する新たな届出は不要です。

② 経過措置

みなし規定がない届出業種は、令和3年11月30日(施行後6カ月以内)までに届け出ることとされています。

【HACCP等に関する資料について】

- Q HACCPが義務化になるが、資料や教材はないのか。
- A 厚生労働省のホームページに事業者団体が作成した手引書が掲載されています。また、日本食品衛生協会が農林水産省補助事業でHACCPのeラーニングを無料で行っています。飲食店営業(一般食堂・旅館)の他、菓子・パン・めん類・そうざい・漬物製造業等、業種毎の内容があります。インターネットを閲覧できる環境にあれば、自宅で学習ができますので活用してください。下のQRコードを読み込むとアクセスしま

す。

厚生労働省ホームページ

日本食品衛生協会 e ラーニング